

第Ⅴ期 渋谷川・古川流域連絡会議事録（第1回）

開催日時 平成24年1月12日（木） 14時～16時30分
 会議 : 14時～15時
 見学 : 15時～16時30分

開催場所 目黒川荏原調節池管理棟1F（見学者説明室）

【議 事】

平成24年1月12日（木）14時から、目黒川荏原調節池管理棟1F（見学者説明室）において第Ⅴ期渋谷川・古川流域連絡会（第1回）を開催しました。都民委員9名、行政委員13名が出席し、委員の紹介、座長の選出、これまでの連絡会の経緯などについて意見交換を行いました。
 また、会終了後、「目黒川荏原調節池」の見学会を開催しました。

【配布資料】

資料-1	議事次第
資料-2	座席表
資料-3	流域連絡会委員名簿
資料-4	渋谷川・古川流域連絡会設置要綱
資料-5	前回までの開催の経緯
参考	渋谷川・古川流域図

【意見交換】

（事務局）

目黒川に面しました「荏原調節池」の見学者室で第1回目の連絡会を開催します。それでは、議事に入ります前に、配布資料をご確認頂きたいと思います。一番上が配布資料です。資料は1から5まで、それと第一建設事務所のパンフレットがあります。
 当第Ⅴ期は、都民委員5名（全体では9名）、行政委員は8名（全体では14名）ということで、半数以上のメンバーが今回入れ替わりました。

（事務局）

それでは次に座長の選出ですが、座長には連絡会の運営をはじめ、大変なご負担をお掛けすることになりますので、事務局としましては、前期の第Ⅳ期に座長を務めて頂きました委員を推薦させて頂きたいと思っております。

（事務局）

委員の座長選任について、ご異議のある方はいますでしょうか。
 賛成多数と認め、先生に座長を決定したいと思います。それと併せまして、座長に都合があるときは、代理としまして、副座長ということで、第二建設事務所の「高橋」工事課長にお願いしたいのですが、皆さんいかがでしょうか。

（事務局）

異議なしということで、副座長を工事課長にお願い致します。
 それでは、早速ですが改めて第Ⅴ期の新座長について頂きました、先生にご挨拶いただきたいと思います。

（座長）

街づくりを研究しております。基本的には渋谷区が5人、港区が4人という都民委員ですので、渋谷区側から座長が生まれて、両方公平にということで考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。引き続き、副座長の挨拶を「高橋」課長お願いします。

(高橋工事課長)

東京都第二建設事務所工事課長の「高橋」でございます。本日は、新年早々のご多忙のところご出席頂きまして、誠に有り難うございます。また、日頃より東京都の事業にご理解・ご協力を頂きまして、誠に有難うございます。重ねて事務局の立場としてもお礼を申し上げます。

(事務局)

有り難うございます。それでは新座長に議事の進行をお願い致します。

(座長)

それでは、本日の議題に移りたいと思います。4議題の①から渋谷川・古川流域連絡会設置要綱、これについて事務局よりご説明をお願い致します。

(事務局)

資料4が、渋谷川・古川流域連絡会の設置要綱です。長い間、この要綱に基づいて進めております。委員の方が半分以上代われ、1回目ということもありまして、要綱を用意させて頂きました。

(座長)

続きまして議題の4番の②という第Ⅳ期までの検討状況、連絡会開催の経緯について事務局よりご説明をお願い致します。

(事務局)

資料の5をご覧ください。渋谷川・古川流域連絡会は平成13年度に、第Ⅰ期の第1回目が開催され、以後進めてきました。最近では、第Ⅳ期の平成22年度が直近になります。

(座長)

今のご説明に対して何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

(都民委員)

渋谷川上流部の話というのは、今回の会議で紹介されることはあるのでしょうか。

(事務局)

このあとの議題の③でご説明致します。

(座長)

他にいかがでしょうか。港区の都民委員の皆さんいかがでしょうか。

(都民委員)

河川管理者というのはどなたでしょうか。

(事務局)

実際の河川管理者という名前としては、条例の事務処理特例によりまして、渋谷区、港区という形になっています。

(座長)

河川管理者が区に既になっているのですか。

(事務局)

事務処理特例を受けて河川管理者が今、渋谷区、港区になっています。

(座長)

法律上の管理者は東京都知事じゃないのですか。

(事務局)

河川法でいった場合は2級河川ですから東京都になります。ただ、河川管理者をどちらがやるかという時に事務処理特例の条例で定めて、区市町村にやって頂くというのがあります。

(都民委員)

委託でやっているのですか。

(事務局)

河川管理者の権限そのものを移しており、その条例によって河川管理者を区市町村に。

(都民委員)

河川管理者と流域自治体がダブっている訳ですか。

(事務局)

そういうことです。

(座長)

よろしいですか。法律みたいなもので解りにくいかもしれないですけども。ただ都民委員としては、とにかく訴えるのであれば、まず区役所に行って、区役所から東京都に言うてもらうという手もありますし、直接事務所でもいいし。

(座長)

各地で開かれる会の回数が違っていたり、懇談会の様なものがあったりしてはいますけど、こういうのはここでの議論の中で決まっていくのでしょうか。

(事務局)

第2回も、3月位の上旬か中旬くらいに開催する予定ですので、場所も含めて相談して是非連絡させていただきます。

(座長)

状況に応じてここで言っていた意見をうまく反映させるようにして頂ければと思います。他によろしいでしょうか。

(都民委員)

先ほどホームページにもあると言っていたのですが、それより詳しい資料で冊子のようなものがあるのでしょうか。

(事務局)

一応お配りしているのが、オープンしている資料です。あとホームページなどご覧になって頂きたいと思います。

(座長)

続きまして議事次第の③、「渋谷川について」お願いします。

(河川部)

東京都建設局河川部から少しお話します。平成20年度ですけど、渋谷川・古川河川整備基本方針と渋谷川・古川流域河川整備計画というのが作られています。その中では治水が当然、大前提にあるのですが、都市の賑わいと人々に潤いと安らぎをもたらす渋谷川・古川の再生というものを基本理念に置いて動いています。

基本理念に沿った良好な水辺空間を創出していく為にも東京都としては、渋谷区で設置している協議会に参加して協力していきたいと考えております。

(都民委員)

河川空間の有効活用みたいなことで、国土交通省の事務次官通達か何かで、今年の3月から河川敷とか川べりに構築物を作って商売していいみたいな話が出ていたようですけど、現時点でどういうことになっているのか、教えて頂きたいと思うのですが。

(河川部)

国のほうからですけど、地域の活性化を目指すということで、イベントの施設、オープンカフェテラスなどを設置できるようになっております。現在、平成16年から実験的に色々な川でやってきては、平成23年3月から、全国的にやっていきましようという事になっております。民間のかたも占有ができる、民間事業者も占有ができるという事になっております。

(都民委員)

それは、届出制とかそういう何か。

(河川部)

地域の合意というものが必要になってきますので、占有するにあたっては、渋谷区なり、港区のほう協議会を設けて、そこで地域の合意を計ってから許可ができるということです。

(事務局)

議題の③がもう一つありまして、同じく渋谷川ですが、二建の河川設計係から説明お願い致します。

(二建)

渋谷川の恵比寿東公園の周辺の工事の完了報告をさせて頂きたいと思います。平成21年度から行っておりました恵比寿東公園の下流側にある本橋から人道橋までの約100mの護岸の工事ですけど、これは平成23年6月に完成致しました。あと恵比寿東公園の人道橋から、その上流の渋谷橋の間ですけど、これは緑化工事を行い、平成23年3月に完成しました。

(座長)

どうも有り難うございました。続きまして、議題の④古川調節池工事ですが、事務局からお願い致します。

(一建)

本件について、第一建設事務所のほうから説明させて頂きます。

第一建設事務所のほうで、今現在工事を進めています。古川というのは渋谷川の下流の港区内に入ると天現寺橋あたりから古川という名前になりまして、兼ねてから、麻布十番周辺での水害というのが多く発生していた川です。今回、今現在進めております工事は、古川の地下に調節池を整備しています。

古川地下調節池につきましての本日3つのパンフレットをご用意しましたので、実際に現場を担当している係長のほうからご説明をさせます。

(一建)

古川は、大体約10年位前、平成11年8月29日この時の集中豪雨に伴い、浸水面積15.6haの水害が起きています。それ以降も、何回か水害が起きていまして、この中で平成11年、平成16年10月9日台風22号、この時の水害が川のほうで処理できないということで浸水被害が起きています。それ以外につきましては、川から水が溢れるのではなくて、下水のほうで処理しきれなくなって溢れているといった水害が起きているという実態があります。こういった、古川の下流域麻布十番地域の水害被害の低減ということで、この古川地下調節事業が始まりました。

(座長)

どうも有り難うございました。今の説明に対しまして、何かご意見、ご質問は。

(都民委員)

震災は3月11日にきましたが、私の住んでいるこの古川橋と一之橋の間のところは、一日のうち半分位は逆流をしているような、そういう川なのです。例えば津波みたいのものが来た時に、今回のその調節池の役割というのは対応されるような形のものでその後検討されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

(河川部)

この古川地下調整池は、洪水対策の為の施設になっております。3月11日の時も水位計が少し波は打ったようです。

(座長)

3. 11位の規模の津波に対してはやっていない訳ですか。どの程度のことをやっているのですか。

(河川部)

古川の地下調節池は、洪水を防止するという目的で、いわゆる上から流れた水の下に取り込むことによって、その下流を助けるというような形になるかと思えます。津波については、ここまで上流というよりか、むしろ海岸近くの護岸の高さというほうが重要になってくるかと思われま。

(座長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。連絡会というのはこれで終了となります。あとは見学会のほうですね。流連の会議をこれで終了しますので、司会を事務局にお返しします。

(事務局)

座長どうも有り難うございました。今、一建の方から古川地下調節池のご案内がありました。

それでは引き続き、荏原調節池の見学会のほうも事務局のほうから説明させて頂きたいと思います。8分くらいのパネルですけども、映像で荏原調節池を見て頂きたいと思います。

荏原地下調節池現場見学会

流域連絡会終了後、荏原地下調節池の見学会を以下のとおり開催しました。

1. 日時 平成24年1月12日 15:00～16:30まで
2. 参加者 都民委員、建設局委員、事務局、港区、渋谷区、環境局